# 教 員 の 手 当 一 覧

| | |
|---|---|
| 給料の調整額 | 特殊学級担当教員及び特殊教育諸学校の教員が対象 |
| 教職調整額 | 校長、教頭を除く教員が対象（給料の４％） |
| 義務教育等教員特別手当（新設） | 教育職給料表（二），（三）適用者の教育職員が対象（定額） |
| 教員特殊業務手当 | 非常災害時等の緊急業務（児童生徒の保護又は防災・復旧業務）3,200円（支給要件：８時間程度）<br>〃（〃 救急業務）3,000円（〃：〃）<br>〃（〃 補導業務）3,000円（〃：〃）<br>修学旅行等指導業務 1,700円（〃：〃）<br>対外運動競技等引率指導業務 1,700円（〃：〃）<br>部活動指導業務（新設） 1,200円（〃：４時間程度）<br>入学試験業務 900円（〃：８時間程度）<br>※ 甚大災害時においては，非常災害時等の緊急業務（児童生徒の保護又は防災・復旧業務）に従事した場合の２倍の額（6,400円）を支給 |
| 多学年学級担当手当 | ２個学年で編制されている学級の担当教員が対象（日額２９０円） |
| 教育業務連絡指導手当（新設） | いわゆる主任手当（日額２００円） |
| 管理職手当（引き上げ） | 支給率 校長１６％（一部），１４％（大規模校），１２％，<br>教頭１２％（大規模校），１０％，部主事８％ |
| 管理職員特別勤務手当 | 休日等に勤務した校長・教頭・部主事が対象（3種 8,000円，4種 6,000円，5種 4,000円） |
| へき地手当 | 支給率 級の別に応じて２５％を超えない範囲内 |

の網掛けは、人材確保法による手当。

（人材確保法による給与改善により、義務教育等教員特別手当、教育業務連絡指導手当、部活動指導業務手当は新設。管理職手当は支給割合の引き上げ。）